

堺市上下水道局会計規程の一部を改正する規程

堺市上下水道局会計規程（平成１９年上下水道局管理規程第９号）の一部を次のように改正する。

- 第６条第２項第２号中「事業サポート課」を「理財・会計課」に改める。
- 第１１条の２、第１３条、第１４条及び第１８条中「理財・会計担当課長」を「理財・会計課長」に改める。
- 第２２条中「第２２条の６第１項」を「第２２条の５第１項」に改める。
- 第３０条第２項中「を調定したとき」を「について」に改める。
- 第３３条（見出しを含む。）及び第３４条中「送付」を「通知」に改める。
- 第５９条、第１０３条の２第２項及び第１２６条第１項中「理財・会計担当課長」を「理財・会計課長」に改める。

別表出納員の項企業出納員となる者の職及び整理番号の欄中「理財・会計担当課長」を「理財・会計課長」に改め、同項委任事務の欄中「令第２２条の３第２項に基づく」を「出納取扱金融機関等の」に改め、同表中

「	事業サービス課長 ３ 給排水設備課長 ４	ア 所管に属する事務に係る金銭の 収納その他の会計事務 イ 釣銭用の現金を現金取扱員に保 管転換すること。 ウ 郵便局で収納した所管に属する 諸収入金を出納取扱金融機関の預 金に組み替えること。	を
	下水道事業調整課長 ５ 下水道管理課長 ６	ア 所管に属する事務に係る金銭の 収納その他の会計事務	

」

「

事業サービス課長 3	ア 所管に属する事務に係る金銭の 収納その他の会計事務 イ 釣銭用の現金を現金取扱員に保 管転換すること。 ウ 郵便局で収納した所管に属する 諸収入金を出納取扱金融機関の預 金に組み替えること。
給排水設備課長 4 下水道事業調整課長 5 下水道管理課長 6	ア 所管に属する事務に係る金銭の 収納その他の会計事務

に

」

改め、同表物品出納員の項企業出納員となる者の職及び整理番号の欄中「理財・会計担当課長」を「理財・会計課長」に改める。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。